

第 6 8 2 号
平成23年2月10日 発行

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

告 示	番号	頁数	公 告	番号	頁数
・ 放置自転車等の保管について	3	2	・ 大和都市計画生産緑地地区の変更 の案の縦覧について	1	12
・ 放置自転車等の保管について	4	2	・ 公売公告兼見積価格公告	2	12
・ 放置自転車等の保管について	5	2	・ 農用地利用集積計画について	3	13
・ 放置自転車等の保管について	6	3	・ 天理農業振興地域整備計画の変更 について	4	13
・ 地縁による団体の告示事項の変更 について	7	3	・ 大和都市計画地区計画の変更の案 の縦覧について	5	13
・ 放置自転車等の保管について	8	3	・ 大和都市計画地区計画の変更の案 の縦覧について	6	14
・ 地縁による団体の告示事項の変更 について	9	4	・ 大和都市計画地区計画の変更の案 の縦覧について	7	14
・ 公示送達について	10	4	教育委員会 番号 頁数		
・ 放置自転車等の保管について	11	4	・ 天理市立幼稚園預かり保育条例施 行規則	1	14
・ 地縁による団体の告示事項の変更 について	12	5	・ 定例教育委員会の招集について	17	19
・ 大和都市計画天理市流域関連公共 下水道の変更の縦覧について	13	5	農業委員会 番号 頁数		
・ 放置自転車等の保管について	14	5	・ 農業委員会の招集について	1	20
・ 放置自転車等の保管について	15	5	・ 農業委員会の招集について	2	20
・ 地縁による団体の告示事項の変更 について	16	6	・ 農業委員会の招集について	3	20
・ 放置自転車等の保管について	17	6	選挙管理委員会 番号 頁数		
・ 放置自転車等の保管について	18	6	・ 在外選挙人名簿の登録の抹消につ いて	1	20
・ 放置自転車等の保管について	19	7	・ 選挙人名簿及び在外選挙名簿に登 録をした者の氏名を記載した書面 の縦覧場所について	2	20
・ 放置自転車等の保管について	20	7	・ 天理市農業委員会選挙人名簿の縦 覧について	3	21
・ 放置自転車等の保管について	21	7	公営企業 番号 頁数		
・ 地縁による団体の告示事項の変更 について	22	8	・ 天理市指定給水装置工事業者の 指定について	1	21
・ 放置自転車等の保管について	23	8	・ 天理市指定下水道工事店等に関す る規程の一部改正について	1	21
・ 放置自転車等の保管について	24	8	・ 天理市水道水源保護条例施行規程 の一部改正について	2	22
・ 公示送達について	25	9	・ 天理市指定給水装置工事業者の 指定について	2	22
・ 放置自転車等の保管について	26	9			
・ 自転車等駐車場における放置自転 車等の保管について	27	9			
・ 放置自転車等の保管について	28	10			
・ 放置自転車等の保管について	29	10			
・ 放置自転車等の保管について	30	10			
・ 放置自転車等の保管について	31	11			
・ 放置自転車等の保管について	32	11			

告 示

(平成23年1月6日掲示済)

天理市告示第3号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年1月6日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成23年1月6日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年1月6日から平成23年3月6日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 移動・保管費用（1台につき）
 - ア 移動費 2,000円
 - イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 7 連絡先
天理市自転車等保管施設 電話0743-62-7778
天理市総務部地域安全課 電話0743-63-1001

(平成23年1月7日掲示済)

天理市告示第4号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年1月7日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年1月7日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年1月7日から平成23年3月7日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年1月11日掲示済)

天理市告示第5号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転

車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年1月11日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年1月11日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年1月11日から平成23年3月11日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年1月12日揭示済)

天理市告示第6号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年1月12日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年1月12日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年1月12日から平成23年3月12日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年1月13日揭示済)

天理市告示第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、岸田町自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成23年1月13日

天理市長 南 佳 策

変更前 代表者 天理市岸田町757番地 冬木 久幸
変更後 代表者 天理市岸田町448番地 松田 修
変更年月日 平成23年1月1日

(平成23年1月13日揭示済)

天理市告示第8号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年1月13日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由

- 自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成23年1月13日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年1月13日から平成23年3月13日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年1月14日揭示済)

天理市告示第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、二階堂南菅田町自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。
平成23年1月14日

天理市長 南 佳 策

変更前 代表者 天理市二階堂南菅田町14番地 中川 善逸
変更後 代表者 天理市二階堂南菅田町283番地2 菅田 幹男
変更年月日 平成23年1月13日

(平成23年1月14日揭示済)

天理市告示第10号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び天理市税賦課徴収条例(昭和29年7月天理市条例第30号)第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付する。

平成23年1月14日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成23年1月14日揭示済)

天理市告示第11号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年1月14日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成23年1月14日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年1月14日から平成23年3月14日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(昭和23年1月14日揭示済)

天理市告示第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、福住町鈴原自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成23年1月14日

天理市長 南 佳 策

変更前 代表者 天理市福住町10487番地 菅野 武弘

変更後 代表者 天理市福住町10490番地 1 浦 誠

変更年月日 平成23年1月9日

(平成23年1月17日揭示済)

天理市告示第13号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成23年1月17日

天理市長 南 佳 策

変更に係る都市計画の種類及び名称 大和都市計画天理市流域関連公共下水道

変更に係る都市計画を定める土地の区域 天理市

蔵之庄町・森本町・中之庄町・遠田町・稲葉町・桧垣町・二階堂北菅田町・二階堂南菅田町・櫛本町・田部町・御経野町・杣之内町・柳本町・庵治町

縦覧場所 天理市上下水道局下水道課

(平成23年1月17日揭示済)

天理市告示第14号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年1月17日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成23年1月17日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年1月17日から平成23年3月17日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成23年1月18日揭示済)

天理市告示第15号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年1月18日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成23年1月18日

- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年1月18日から平成23年3月18日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年1月19日揭示済)

天理市告示第16号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、九条町自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成23年1月19日

天理市長 南 佳 策

変更前 代表者 天理市九条町124番地 喜多 敏夫
変更後 代表者 天理市九条町121番地 松岡 俊行
変更年月日 平成23年1月10日

(平成23年1月19日揭示済)

天理市告示第17号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年1月19日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年1月19日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年1月19日から平成23年3月19日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年1月20日揭示済)

天理市告示第18号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年1月20日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成23年1月20日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間

平成23年1月20日から平成23年3月20日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成23年1月21日揭示済)

天理市告示第19号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年1月21日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成23年1月21日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年1月21日から平成23年3月21日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成23年1月24日揭示済)

天理市告示第20号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年1月24日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成23年1月24日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年1月24日から平成23年3月24日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成23年1月24日揭示済)

天理市告示第21号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年1月24日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、な

お一定期間放置されていたため。

- 2 移動日
平成23年1月24日
 - 3 移動対象区域
天理市柳本町698番地3先放置禁止区域外
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年1月24日から平成23年3月24日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年1月27日揭示済)

天理市告示第22号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、福住町中定区自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成23年1月27日

天理市長 南 佳 策

変更前 代表者 天理市福住町7047番地 辻沢 昌彦

変更後 代表者 天理市福住町6942番地 乾 主典

変更年月日 平成23年1月9日

(平成23年1月27日揭示済)

天理市告示第23号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年1月27日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年1月27日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年1月27日から平成23年3月27日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年1月28日揭示済)

天理市告示第24号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年1月28日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成23年1月28日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年1月28日から平成23年3月28日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成23年1月31日揭示済)

天理市告示第25号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成23年1月31日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(平成23年1月31日揭示済)

天理市告示第26号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年1月31日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成23年1月31日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年1月31日から平成23年3月31日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成23年1月31日揭示済)

天理市告示第27号

天理市自転車等駐車場条例(平成13年9月天理市条例第31号)第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年1月31日

天理市長 南 佳 策

1 撤去理由

自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。

2 撤去日

平成23年1月31日

3 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年1月31日から平成23年7月30日まで(土予備、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

- (2) 返還時間
午前9時から午後5時まで
- 4 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの(運転免許証・学生証・保険証等)
 - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 5 連絡先
天理市開発公社 電話 0743 - 63 - 7210
天理市総務部地域安全課 電話 0743 - 63 - 1001

(平成23年2月1日揭示済)

天理市告示第28号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年2月1日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年2月1日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年2月1日から平成23年4月1日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年2月1日揭示済)

天理市告示第29号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年2月1日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年2月1日
 - 3 移動対象区域
天理市川原城町260番地先放置禁止区域外
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年2月1日から平成23年4月1日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年2月2日揭示済)

天理市告示第30号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年2月2日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年2月2日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年2月2日から平成23年4月2日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年2月3日揭示済)

天理市告示第31号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年2月3日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年2月3日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年2月3日から平成23年4月3日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年2月4日揭示済)

天理市告示第32号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年2月4日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成23年2月4日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年2月4日から平成23年4月4日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで

(以下 略)

公 告

(平成23年1月7日掲示済)

大和都市計画再生緑地地区を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成23年1月7日

天理市長 南 佳 策

- 1. 都市計画の種類
大和都市計画生産緑地地区の変更
- 2. 都市計画を定める土地の区域
天理市柳本町の一部
天理市中町の一部
天理市小路町の一部
天理市別所町の一部
天理市豊田町の一部
- 3. 都市計画の案の縦覧場所
天理市役所建設部都市計画課

- 4. 縦覧期間
平成23年1月7日から平成23年1月21日まで

- 5. 意見書の提出書類
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、翻案についての意見の趣旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書1通を市長あてとし、天理市建設部都市計画課に平成23年1月21日までに必着するように提出して下さい。

(平成23年1月17日掲示済)

天理市公告第2号

公売公告兼見積価額公告

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条の規定により差押財産を公売することを公告する。
 国税徴収法第99条の規定により見積価額を公告する。
 平成23年1月17日

天理市長 南 佳 策

売却区分	名称、性質、その他	数量	見積価額	公売保証金
			(最低入札価額) (円)	(円)
天12-1	切手シートセット(八八ジマメグロ 他)	1	1,580	0
天12-2	切手シートセット(放送50年記念 他)	1	1,800	0
天12-3	切手シートセット(放送50年記念 他)	1	1,400	0
天12-4	切手シートセット(りんご100年記念 他)	1	2,980	0
天12-5	切手シートセット(1975国際婦人年 他)	1	1,700	0
天12-6	切手シートセット(沖縄国際海洋博覧会 他)	1	2,893	0
天12-7	武者人形5体セット(島津義弘 他4体)	1	3,000	0
天12-8	武者人形5体セット(織田信長 他4体)	1	3,000	0
天12-9	武者人形5体セット(加藤清正 他4体)	1	3,000	0
天12-10	武者人形4体セット(毛利元就 他3体)	1	2,400	0
天12-11	四輪バギー(モデル名 CY50ST、青色、49.5cc)	1	8,000	0

(注) 上記売却区分ごとに公売します。
 公売財産の詳細については、ヤフーが提供するインターネットオークションサイト内に記載しています。

公売方法	ヤフーが提供するインターネットオークション(せり売)
公売場所	ヤフーが提供するインターネットオークションのシステム上
公売参加申込期間	平成23年2月16日 午後1時00分～平成23年2月28日 午後11時00分

公売日時	入札開始	平成23年3月4日 午後1時00分		
	入札締切	平成23年3月6日 午後11時00分		
開札の日時		平成23年3月7日 午前10時00分		
売却決定	日時	平成23年3月7日 午前10時00分	場所	天理市役所 収税課
買受代金納付期限		平成23年3月17日 午後2時30分		
買受人についての資格その他の要件		国税徴収法第92条及び同法第108条該当者は、公売に参加できません。		
その他	1. 天理市は瑕疵担保責任を負いません。			
	2. 公売に参加するためには、公売参加申込期間内において、公売財産の公売保証金を納付いただく必要があります。			
	3. 買受代金を納付したとき、買受財産の危険負担は買受人に移転します。買受後に発生した財産の毀損、盗難及び焼失などによる損害負担は買受人が負うこととなります。			
	4. 引き渡しは、買受代金納付時の現況有姿で引き渡します。なお、引き渡しのために要した費用はすべて買受人の負担となります。			
	5. その他、詳細についてはヤフーオークションサイト並びに天理市のホームページでご確認ください。			
配当を受ける者の権利の申出について				
公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他この財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を当市収税課に申し出て下さい。				
なお、債権現在額申立書の用紙は本市収税課に用意しています。				

(平成23年1月24日掲示済)

天理市公告第3号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成23年1月24日

天理市長 南 佳 策

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

(平成23年2月1日掲示済)

天理市公告第4号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の規定に基づき定めた天理農業振興地域整備計画は、同法第13条の規定に基づき変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定に基づき公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書の写しを同法第13条第4項において準用する同法第12条第2項の規定に基づき、次のとおり縦覧に供する。

平成23年2月1日

天理市長 南 佳 策

1. 変更後の農業振興地域整備計画書写しの縦覧場所

天理市役所環境経済部農林課

天理市川原城町605番地

(平成23年2月2日掲示済)

天理市公告第5号

大和都市計画地区計画を決定するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成23年2月2日

天理市長 南 佳 策

1. 都市計画の種類及び名称

大和都市計画地区計画

郡山IC南地区地区計画

2. 都市計画を定める土地の区域

天理市南六条町元六条方の一部

3. 都市計画の案の縦覧場所

天理市川原城町605番地

天理市建設部都市計画課内

4. 都市計画の案の縦覧期日

平成23年2月2日から2月16日まで

5. 都市計画の案に対する意見の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、連絡先、意見の要旨及びその理由を記載した文書を市長あてで平成23年2月16日までに、天理市建設部都市計画課に必着するように提出してください。

(平成23年2月2日揭示済)

天理市公告第6号

大和都市計画地区計画を決定するため、都市計画法(昭和43年法律第100号)第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成23年2月2日

天理市長 南 佳 策

1. 都市計画の種類及び名称

大和都市計画地区計画

稲葉地区地区計画

2. 都市計画を定める土地の区域

天理市稲葉町及び嘉幡町の一部

3. 都市計画の案の縦覧場所

天理市川原城町605番地

天理市建設部都市計画課内

4. 都市計画の案の縦覧期日

平成23年2月2日から2月16日まで

5. 都市計画の案に対する意見の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、連絡先、意見の要旨及びその理由を記載した文書を市長あてで平成23年2月16日までに、天理市建設部都市計画課に必着するように提出してください。

(平成23年2月2日揭示済)

天理市公告第7号

大和都市計画地区計画を変更するため、都市計画法(昭和43年法律第100号)第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成23年2月2日

天理市長 南 佳 策

1. 都市計画の種類及び名称

大和都市計画地区計画

遠田地区地区計画

2. 都市計画を定める土地の区域

天理市遠田町の一部

3. 都市計画の案の縦覧場所

天理市川原城町605番地

天理市建設部都市計画課内

4. 都市計画の案の縦覧期日

平成23年2月2日から2月16日まで

5. 都市計画の案に対する意見の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、連絡先、意見の要旨及びその理由を記載した文書を市長あてで平成23年2月16日までに、天理市建設部都市計画課に必着するように提出してください。

教育委員会

(平成23年1月6日揭示済)

天理市立幼稚園預かり保育条例施行規則をここに公布する。

平成23年1月6日

天理市教育委員会
委員長 落 合 啓 男

天理市教育委員会規則第1号

天理市立幼稚園預かり保育条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、天理市立幼稚園預かり保育条例(平成22年9月天理市条例第31号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(保育の実施日及び実施時間)

第2条 預かり保育の実施日及び実施時間は、次のとおりとする。ただし、天理市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 実施日 火曜日、木曜日及び金曜日(天理市立学校の管理運営に関する規則(昭和32年4月天理市教育委員会規則第2号)第3条に規定する休業日を除く。)

(2) 実施時間 教育課程に係る教育時間終了後から午後4時まで
(利用の申請等)

第3条 預かり保育を利用しようとする園児の保護者は、利用する日の属する月の前月25日(その日が前条第1号の休業日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い休業日でない日)までに預かり保育利用申請書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、保護者に緊急やむを得ない事情があると教育委員会が認めるときは、利用の当日までに提出することができる。

(利用の許可)

第4条 教育委員会は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、許可するかどうかを決定し、預かり保育利用(許可・不許可)決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(利用の休止)

第5条 預かり保育の許可を受けた保護者は、その利用を休止しようとするときは、速やかに、預かり保育利用休止届(様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。

(許可の取消し)

第6条 教育委員会は、条例第6条の規定により預かり保育の許可を取り消す場合は、直ちに預かり保育許可取消通知書(様式第4号)により保護者に通知するものとする。

(預かり保育料の納期及び納付方法)

第7条 預かり保育料は、月を単位として徴収するものとし、保護者は、当該月分の預かり保育料を翌月の15日までに納付書により納付しなければならない。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

様式第1号 (第3条関係)

預かり保育利用申請書

年 月 日

天理市教育委員会 様

保護者 住 所
氏 名
電話番号
緊急連絡先

預かり保育を利用したいので、天理市立幼稚園預かり保育条例施行規則第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1	園児氏名	組 氏名	平成 年 月 日生 (男・女)
2	預かり保育希望の理由	① 保護者又は家族の定期的な通院、看護又は介護の必要があるため ② 保護者が就労又は就学しているため ③ その他	
3	利用希望日	希望の月日	希望の理由①～②を記入 ③の場合は理由を記入
		① 月 日 (曜日)	
		② 月 日 (曜日)	
		③ 月 日 (曜日)	
		④ 月 日 (曜日)	
		⑤ 月 日 (曜日)	
		⑥ 月 日 (曜日)	
		⑦ 月 日 (曜日)	
		⑧ 月 日 (曜日)	
		⑨ 月 日 (曜日)	
		⑩ 月 日 (曜日)	
		合 計	回
4	その他(園に知らせておく事)		

様式第2号（第4条関係）

預かり保育利用（許可・不許可）決定通知書

年 月 日

様

天理市教育委員会

教育長

印

年 月 日付けで申請のあった預かり保育の利用については、審査の結果、次のとおり（許可・不許可）と決定したので通知します。

1	園児氏名	組	平成	年	月	日生	
		氏名	(男・女)				
2	利用許可日	利用許可の月日					
		①	月	日	(曜日)	許可・不許可	
		②	月	日	(曜日)	許可・不許可	
		③	月	日	(曜日)	許可・不許可	
		④	月	日	(曜日)	許可・不許可	
		⑤	月	日	(曜日)	許可・不許可	
		⑥	月	日	(曜日)	許可・不許可	
		⑦	月	日	(曜日)	許可・不許可	
		⑧	月	日	(曜日)	許可・不許可	
		⑨	月	日	(曜日)	許可・不許可	
		⑩	月	日	(曜日)	許可・不許可	
合計					回		

・不許可の理由

様式第3号（第5条関係）

預かり保育利用休止届

年 月 日

天理市教育委員会 様

保護者 住 所
氏 名
電話番号
緊急連絡先

次のとおり預かり保育の利用を休止したいので届け出ます。

1	園児氏名	組	平成 年 月 日生
		氏 名	(男 ・ 女)
2	休 止 日	休止の月日	
		①	月 日 (曜日)
		②	月 日 (曜日)
		③	月 日 (曜日)
		④	月 日 (曜日)
		⑤	月 日 (曜日)
		⑥	月 日 (曜日)
		⑦	月 日 (曜日)
		⑧	月 日 (曜日)
		⑨	月 日 (曜日)
		⑩	月 日 (曜日)
		合 計	回
3	その他(園に知らせておく事)		

様式第4号（第6条関係）

預かり保育利用許可取消通知書

年 月 日

様

天理市教育委員会

教育長

印

天理市立幼稚園預かり保育条例施行規則第6条の規定により、預かり保育の利用許可を取り消します。

1	園児氏名	組 氏名 平成 年 月 日生 (男 ・ 女)
2	許可の 取消し日	取消しの月日 月 日 (曜日)
3	取消し理由	

(平成23年1月26日揭示済)

平成23年2月8日午後1時30分から2月定例教育委員会を天理市役所に招集する。
平成23年1月26日

天理市教育委員会
委員長 落合 啓 男

農業委員会

(平成23年1月6日揭示済)

天農委告示第1号

平成23年1月11日午後4時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。
平成23年1月6日

天理市農業委員会
会長 森田 周 作

記

- 議案第1号 農地法(昭和27年法律第229号)第3条に関する許可申請について
議案第2号 農地法第5条に関する許可申請について
議案第3号 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)による農用地利用集積計画について
議案第4号 その他
農地法第3条に係る買受適格証明について
市街化区域の専決処分について(報告)

(平成23年1月18日揭示済)

天農告示第2号

平成23年1月24日午後2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。
平成23年1月18日

天理市農業委員会
会長 森田 周 作

記

- 議案 1 農業委員会の委員定数と委員報酬の見直しについて
2 その他

(平成23年1月31日揭示済)

天農告示第3号

平成23年2月8日午後1時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。
平成23年1月31日

天理市農業委員会
会長 森田 周 作

記

- 議案第1号 農地法(昭和27年法律第229号)第3条に関する許可申請について
議案第2号 農地法第5条に関する許可申請について
議案第3号 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)による農用地利用集積計画について
議案第4号 天理市農業振興地域整備計画(案)の変更について
議案第5号 その他
農地法第3条に係る買受適格証明について
市街化区域の専決処分について(報告)

選挙管理委員会

(平成23年1月7日揭示済)

天選告示第1号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の11第3号の規定により、在外選挙人名簿に登録されている西田昭芳を抹消した。
平成23年1月7日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖 介

(平成23年2月4日揭示済)

天選告示第2号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により、平成23年3月3日から同月7日までの間、縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名及び住所等を記載した書面並び

平成23年2月10日 木曜日

天理市公報

に在外選挙人名簿に登録した者の氏名及び經由領事官の名称等を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

平成23年2月4日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

縦覧場所 天理市川原城町605番地 天理市役所内 天理市選挙管理委員会事務局

(平成23年2月4日揭示済)

天選告示第3号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第11条において準用する公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第1項の規定により、平成23年2月23日から15日間、縦覧に供する農業委員会委員選挙人名簿の縦覧場所は、次のとおりである。

平成23年2月4日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

縦覧場所 天理市川原城町605番地 天理市役所内 天理市選挙管理委員会事務局

公営企業

(平成23年1月11日揭示済)

天理市上下水道局告示第1号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

平成23年1月11日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

平成23年1月11日

天理市上下水道事業管理者
中谷博

天理市指定給水装置工事事業者

商号(株) ウィルテクノ

代表者 中塚 睦己

住所 兵庫県西脇市小坂町93-43

(平成23年1月27日揭示済)

天理市上下水道局管理規程第1号

天理市指定下水道工事店等に関する規程(平成22年4月天理市上下水道局管理規程第23号)の一部を次のように改正する。

平成23年1月27日

天理市上下水道事業管理者
中谷博

第9条第1項中「第12条第2項」を「第5項」に改め、同条第2項中「管理者が指定する試験期間(以下「指定試験期間」という。)」を「日本下水道協会奈良県支部(以下「支部」という。)」に改め、「(奈良県内の市町村長が行った排水設備工事責任技術者試験に合格した者であって第11条第3項の排水設備工事責任技術者更新講習(以下この項において「更新講習」という。)を修了したものを含む。)」を削り、「更新講習を」を「排水設備工事責任技術者更新講習を」に、「同項」を「第11条第3項」に改め、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 責任技術者の登録の有効期間は、登録した日から起算して5年を経過した日以後の最初の3月31日までとする。

第11条第2項第1号アを次のように改める。

ア 第9条第2項の試験の合格者に交付する奈良県排水設備工事責任技術者証(以下「責任技術者証」という。)の複写

第11条第2項第2号ア中「講習の修了証の写し」を「講習の修了者に交付する責任技術者証の複写」に改め、同条第3項中「指定試験機関」を「支部」に改める。

第12条を次のように改める。

(責任技術者証)

第12条 責任技術者は、常に責任技術者証を携帯し、同職員、工事申込人その他の関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

第16条中「工事店証又は責任技術者証の交付を受ける際」を「工事店証の交付又は責任技術者の登録を受ける際」に改める。

様式第6号中「試験の合格証の写し又は講習の修了証の写し」を「日本下水道協会奈良県支部交付の責任技術者証の複写」に改める。

様式第7号中「講習の修了証の写し」を「日本下水道協会奈良県支部交付の責任技術者証の複写」に改める。

様式第8号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に改正前の天理市指定下水道工事店等に関する規程に基づき発行された天理市排水設備工事責任技術者証は、当該責任技術者証の有効期間の満了する日までの間は、日本下水道協会奈良県支部が交付する責任技術者証とみなす。

3 日本下水道協会奈良県支部が交付する責任技術者証(改正後の第11条第2項第1号ア及び第2号アの責任技術者証をいう。以下同じ。)を有していない者で、改正前の第11条第2項第1号アの合格証又は同項第2号アの修了証(改正後の第11条の規定による申請時において当該合格証又は修了証に係る合格又は修了の日から5年を経過していないものに限る。)を有しているものに係る改正後の第11条第2項の適用については、同項第1号ア中「奈良県排水設備工事責任技術者証」とあるのは「合格証」と、同項第2号ア中「責任技術者証」とあるのは「修了証」とする。

(平成23年2月2日揭示済)

天理市上下水道局管理規程第2号

天理市水道水源保護条例施行規程(平成14年6月天理市水道局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

平成23年2月2日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

別表水道法(水質管理目標設定項目)の項の環境ホルモンの号中

「

フタル酸ジ [*] イソヘキシル	1リットルにつき0.06ミリグラム以下	を
---------------------------	---------------------	---

」

「

フタル酸ジ [*] (2-イソヘキシル)	1リットルにつき0.1ミリグラム以下	に改める。
-------------------------------	--------------------	-------

」

附 則

この規程は、平成23年2月2日から施行する。

(平成23年2月2日揭示済)

天理市上下水道局告示第2号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

平成23年2月2日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

平成23年2月2日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

天理市指定給水装置工事事業者

商 号 増田工業

代表者 増田 安男

住 所 天理市二階堂北菅田町1 - 4